

令和5年度 第3回千葉県障害者差別解消支援地域協議会及び千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会 議事録

1 日時 令和5年11月14日（火）午後3時～午後5時

2 場所 ホテルプラザ菜の花 4階「楨」

3 出席者（総数26名中20名） ◎会長 ○副会長

（1）委員

今野委員 植野委員 加瀬委員 齊藤委員 四家委員 角田委員 宮坂委員 野田委員  
横山委員 鈴木委員 近藤委員 菅野委員 高橋委員 ○若林委員 ◎高梨委員 有澤委員  
池田委員 武内委員 杉村委員 中里委員

（2）参考人 ※議題（5）及び（6）

千葉県障害者差別解消支援地域協議会 有澤委員 池田委員 武内委員 杉村委員  
地域相談員

（3）県

中里障害者福祉推進課長 小佐野共生社会推進室長ほか

4 会議次第

（1）会長（委員長）、副会長（副委員長）の選任について

（2）障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和4年度の相談件数等について

（3）県障害者条例に基づく令和4年度広域専門指導員等活動報告書（案）について

（4）市町村における障害者差別解消支援地域協議会の推進について

（5）助言及びあっせん申立て事案について（第10号事案）報告

（6）助言及びあっせん申立て事案について（第11号事案）審理

（7）地域相談員（その他）の選任について

（8）その他

5 議事結果

議題（1）加瀬委員から推薦があり、会長（委員長）に高梨委員、副会長（副委員長）に若林委員が選任された。

議題（2）令和4年度の県障害者条例に基づく広域専門指導員に寄せられた相談件数等と障害者差別解消法に基づく千葉県及び県内市町村に寄せられた障害者差別に関する相談件数等について、資料1を使用し、事務局から報告を行った。

議題（3）県障害者条例に基づく令和4年度広域専門指導員等活動報告書について資料2を使

用し、相談活動の実績について事務局から報告を行った。

なお、活動事例については対応した広域専門指導員から報告を行った。

議題（４）市町村の地域協議会の推進について、資料３を使用し、市町村における地域協議会の設置状況等を報告し、意見をいただいた。

議題（５）申立て事案（１０号事案）について報告した。

議題（６）申立て事案（１１号事案）について審理した。

議題（７）関係機関から推薦のあった地域相談員候補者２名を選任することについて、意見聴取を実施した。

議題（８）申立て事案（１２号事案）について報告した。

※議題（５）から（８）は、千葉県情報公開条例に定める不開示情報のため非公開。

## 6 議事における主な意見及び質疑応答

### （１）障害者差別解消法及び障害者条例に基づく令和４年度の相談件数等について

（委員）

市町村対応事案は、地域協議会の範囲のことも含まれるか。それとも市町村の相談窓口で受けた相談件数のことか。

（事務局）

市町村対応事案は、障害者差別解消法に基づく市町村の相談窓口で相談を受けた件数を計上している。

（委員）

県が７９件で市が１７件でかなりの差が出ているが、その点どうか。

（事務局）

確かに普通であれば市町村の相談窓口が多いので相談件数が多くなってもおかしくないはずである。質問の仕方などに問題があるのか確認させていただきたい。相談として報告するものの定義がはっきりしていないのか、それとも相談窓口の周知不足なのかその辺りは分析して地域協議会の中で報告させていただきたい。

（委員）

障害者差別解消法が施行されるにあたり、条例との兼ね合いを整理したはずである。その時に市町村から相談対応状況を県に報告してもらい、その結果をとりまとめ市町村にフィードバックすることになっていた。

県から市町村に報告の仕方について共通の方法を指示しているか。

（事務局）

記載の留意事項を示している。

(2) 県障害者条例に基づく令和4年度広域専門指導員等活動報告書(案)について

(委員)

差別相談の件数には、相談をしても無理だと断られた件数も含めた数字か。

(事務局)

差別の相談件数は、本人から広域専門指導員に差別受けたと相談があった場合にカウントしている。ただし、調査を進めた結果差別ではなかったケースも含んでいる。

(委員)

分かりました。広域専門指導員に依頼する前に例えば行政に相談を持ち掛けた場合、相談を断られた件数も含まれるのか。

(事務局)

含まれていない。

(委員)

今後、検討課題だと思う。

(委員)

身体障害のある人からの相談事例の中に「障害者だから予約を取り消す」「今後も」という記載があるが、これに対してコメントがないが、当事者は諦めの気持ちが当然あるので、広域専門指導員がどのように考えたのか、教えていただきたい。

(事務局)

実際に店舗に訪問し状況聴取を行った際に広域専門指導員から差別的な発言あるいは誤解を招くような発言自体があってはならないことを伝えた。

(委員)

広域専門指導員という立場で行ったことがわかるように説明いただいたことを記録に残した方がよい。

(委員)

精神障害のある人の事例で、労働局に引き継いでその後どうなったか。

(事務局)

本社が不適切なやり方であったことを認めたと報告を受けた。

(委員)

知的障害のある人の事例だが、発生場所はどこか。

(事務局)

市の集団接種会場で起きた事例である。

(委員)

今の知的障害に関する事例について傾向的な部分で感じていることがある。

他の障害との比較をするようで本当に申し訳ないが、知的障害はなかなか理解されにくい。

このようなワクチン接種会場で合理的配慮を求めても、これは単にその知的障害があるといくら

当事者が言っても、担当する側がその障害に関する理解がないケースが今までの私の経験上、非常に多く理解していただくことの難しさを感じている。

ですからその辺りのところを広域専門指導員の皆様には理解してもらえるような活動を今後も、続けていただきたい。

### (3) 市町村における障害者差別解消支援地域協議会の推進について

(委員)

まだ多古町に地域協議会が設置されていないようだが、地域協議会を設置するにあたって県からの何らかのサポートが必要ではないかと思うがいかがか。

(事務局)

各市町村に実施した調査の中で困りごとについて記載する項目を設けているが、困りごとがなかなか上がってこない状況がある。

多古町は体制が整わないため、設置に至らないということだが、まずは、地域協議会の必要性を御理解いただくことが大事になってくるかと考える。

広域専門指導員と協力しながら、多古町に何らかの投げかけをしていきたい。

(委員)

引き続き体制が整えられるように県からのサポートをお願いしたい。

以上